平成２４年（再ロ）第４３号

大阪府東大阪市若江南町４丁目２番39号
再生債務者　深谷　徹
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年９月21日まで
平成24年８月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１号

熊本市中央区出水２丁目２番38号
再生債務者　牛島　将
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月23日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年９月24日まで
平成24年８月27日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第３５号

大阪府東大阪市新庄３丁目20番14号
再生債務者　森沢　孝至
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年８月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第９号

堺市堺区緑ヶ丘北町２丁３番25号エーワンハイツ緑ヶ丘202号
再生債務者　上村　洋史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年８月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月24日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２３年（再ロ）第９号

兵庫県明石市東朝霧丘30番10号　ハイツ東朝霧208号
再生債務者　五十嵐有二
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成24年８月24日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２４年（再ロ）第２号

愛媛県松山市姫原１丁目２番38号　ランド・ヴェルジュ206号
再生債務者　埜下　朋亮
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成24年８月27日　松山地方裁判所民事部

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年九月四日
大阪府東大阪市菱屋西六丁目二番二三号
新大阪印刷協業組合
理事長　松本　郁夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年九月四日
東京都荒川区町屋四丁目一七番二一五〇二号
合同会社プラス
代表社員　上野　壽子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年九月十九日を基準日と定め、同日午後十二時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年九月二十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十四年九月四日
東京都港区浜松町一丁目九番一〇号
協立情報通信株式会社
代表取締役　佐々木茂則

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年九月二十六日を基準日と定め、同日午後十二時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を三株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。
平成二十四年九月四日
東京都港区浜松町一丁目九番一〇号
協立情報通信株式会社
代表取締役　佐々木茂則

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年九月十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年九月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。
平成二十四年九月四日
東京都渋谷区桜丘町二〇番四号ネクシィーズスクエアビル
株式会社ユーシーシー・ネクシィーズ
代表取締役　栗田　浩之

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月五日までに当社にご提出下さい。
平成二十四年九月四日
横浜市瀬谷区阿久和南二丁目一三番地六
日鉄工営株式会社
代表取締役　原　信吾

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十月五日までに当社にご提出下さい。
平成二十四年九月四日
新潟県新発田市御幸町二丁目六番一号
新工産業株式会社
代表取締役　小林　敏雄

限定承認公告

本籍茨城県筑西市関本中八五九番地、最後の住所神奈川県横浜市瀬谷区阿久和南三丁目二五番地一グループホームはなもも
被相続人　七　中川　健一
右被相続人は平成二十三年七月三十日死亡し、その相続人は平成二十四年九月三日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月四日
広島県広島市安佐北区落合五丁目三二番六号
限定承認者　土居　正規

非出資組合への移行公告

当組合は、平成二十四年六月三十日開催の通常総会において、出資組合から非出資組合に定款を変更し移行することを決議いたしましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出下さい。
なお、水産業協同組合法第五十三条第一項の規定により作成した当組合の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いています。
以上、水産業協同組合法第五十三条第二項の規定により公告いたします。
平成二十四年九月四日
福岡県豊前市大字岩屋六八八番地
岩岳川漁業協同組合
代表理事　林　辰巳

正誤

ページ	段	行	誤	正

平成二十四年八月二日経済産業省告示第百八十二号（中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件）
（原稿誤り）
八下　一〇　仲興通産株式会社
（印刷誤り）
仲興通産株式会社
平成二十四年八月三日官庁報告欄官庁事項の部（人事院規則八―一八（採用試験）の規定に基づき、経験者採用試験に関し、決定した件）（人事院公示一四）
（印刷誤り）
一二ページ二段別表第三出題分野欄中「英語」は「英語」の誤り。
平成二十四年八月三十日掲載の岐阜家庭裁判所に係る平成二十四年（家）第一〇五四号相続財産管理人の選任中
（原稿誤り）
一一　四　七事務所岐阜市美江寺町２―５　江寺町１―５

◉号外　九月四日付第一九二号三二　ページ●同日付政府調達第一六九号三二ページ
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）